

# 法令等の改正について

---

令和4年9月1日より、

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」

改正内容

が改正されました。

1. 申請様式の変更

2. 登録更新申請の添付書類の省略

# 1. 申請様式の変更

## ▶ 新規・更新の登録手続きについて

- ▶ 今般改正された共同省令別記第一号様式（以下「令和4年様式」）を使用して、則した添付書類と共にご提出ください。
- ▶ ※「令和元年様式」を使用することはできません。
- ▶ ※システム上で令和4年様式を使用して作成した場合は、申請書PDFの右上に **令和4年様式** と表示されます。

## ▶ 変更届出書の作成について

- ▶ 令和4年8月31日以前に登録、更新された物件  
⇒ **令和元年様式** + 添付書類  
※「（別添4）1. 状況把握及び生活相談サービスの内容」に変更がある場合は、システムの「制度について」からダウンロードした「令和4年様式」（別添4）1. 状況把握及び生活相談サービスの内容」を提出してください。
- ▶ 令和4年9月1日以降に登録、更新された物件  
⇒ **令和4年様式** + 添付書類

# 2. 登録更新申請の添付書類の省略

## ▶ 添付書類の省略方法について

▶ サ高住の登録の更新を申請するにあたり、既に提出されている登録申請書の添付書類の内容に変更がないときは、登録申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができます。

1. 名称および所在地 登録

HOME > 登録情報登録・編集HOME > 名称および所在地

【更新(2)】更新申請書作成中

…この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の仮保存(内容確認)に進むことができません。

サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

ふりがな	ざーびすつきこうれいしゃじゅうたく	※120文字以内/スペース(空白)は入力不可	
住宅の名称	名称	サービス付き高齢者向け住宅	※40文字以内

その他の情報

12. 基本方針に照らして適切である旨

基本方針及び都の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。

※200文字以内

問合せ先1 ※

商号、名称又は氏名	株式会社〇〇〇〇	※50文字以内
電話番号	00-0000-0000	※15文字以内/0で始まる19桁以内の半角数字・ハイフン

問合せ先2 ※

商号、名称又は氏名		※50文字以内
電話番号		※15文字以内

全体に関する備考

※200文字以内

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第2号)第7条第1項ただし書きの規定により書類添付を省略する旨の記載欄

※更新時に書類の添付を省略する場合は記載すること  
※PDFで公開されません。

例:  
以下の書類の添付を省略する。  
・縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図  
・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類  
・入居契約に係る約款  
・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類  
・法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

システムに入力

別記様式第一号(第四条関係)

令和4年様式  
年 月 日

東京都知事 殿

登録申請者住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

以下の書類の添付を省略する。  
・縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図  
・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類  
・入居契約に係る約款  
・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類  
・法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。  
2. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。)第7条第4号から第5号までに掲げる書類の添付を省略する場合には、そ

反映されます

## 2. 登録更新申請の添付書類の省略

### ▶ 添付書類の省略可否について

種類	様式等	添付省略の可否				
① 申請書	【サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書】 ・システムで入力した申請書を印刷・押印し提出 (登録システム: <a href="http://www.satsuki-jutaku.jp">http://www.satsuki-jutaku.jp</a> )	×	⑧	前払い金を受領する場合、法第7条第1項第8号の基準に適合することを証する書類	○該当する場合 【保証委託契約書の写し】、【保証保険契約書の写し】、 【信託契約書の写し等】	○
② 住宅の位置を表示した付近見取図	【付近見取図】 サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示	○	その他市長が必要と定める書面(チェックリスト等)			
③ 住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内の位置図	【配置図】 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者居宅生活支援施設(敷地内・隣接地)の位置を表示	○	⑨	(1) 入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するチェックリスト	【別紙4 入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】	×
④ 間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	【各階平面図】 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示。また、状況把握等サービス提供者の常駐場所を明示	○		(2) 状況把握等サービス提供者が規則第11条第1項第1号口の場合は資格証の写し等	【資格証の写し等】 ※サービス提供者が医療法人、社会福祉法人等の職員である場合は添付不要	○
⑤ 加齢対応構造等を表示した書類	【別紙2 加齢対応構造等チェックリスト】 ・別紙2①又は別紙2②のチェックリスト ・各階の平面詳細図等(チェックリストの内容が分かるもので、開口幅、段差、階段寸法、手摺位置・高さ等を記載)	○		(3) 25㎡未満の住戸を登録する場合には、居間、食堂、台所等の部分が共同して利用するため十分な面積を有することを説明する書類	○該当する場合 【参考様式 共同利用設備等が十分な広さを有することを確認する書類】	○
⑥ 入居契約に係る約款	【賃貸借契約書等】 ※入居契約と生活支援サービス(住宅事業者が実施するものに限る)の契約を別に締結する場合は、サービスの提供に係る契約書も添付すること	○		(4) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請に係る添付書類チェックリスト	【別紙5 登録申請に係る添付書類チェックリスト】	○
⑦ 住宅の管理や高齢者居宅生活支援サービスを委託により他の事業者に行わせる場合は、委託契約に係る書類	○該当する場合 【委託契約書の写し】	○	⑩	重要事項説明書 (有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のみ)	【重要事項説明書】 有料老人ホームに該当する場合、所定の様式を用いること <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetsu/kenko/fukushi/shisetsu/ichiran/youuryoujigyouvsya.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetsu/kenko/fukushi/shisetsu/ichiran/youuryoujigyouvsya.html</a> (市HP「有料老人ホーム設置届出など」)	○

※上記表の○は添付省略可能、×は添付省略不可です。  
省略方法等の詳細については、「事業者向け登録システム」の「登録情報操作マニュアル(変更届出書作成・更新申請書作成)」の45ページをご確認ください。